

岩手県告示第 361 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 29 条の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨農林水産大臣から通知があった。

平成 20 年 4 月 25 日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 解除予定保安林の所在場所 一関市巖美町字小河原 252 の 1（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 解除の理由 農道用地とするため

備考 「次の図」は、省略し、その図面を岩手県農林水産部森林保全課及び一関市役所に備えておいて縦覧に供する。